

答申情第222号  
令和8年6月4日

京都市長様

京都市情報公開・個人情報保護審議会  
会長 北村 和生  
(事務局 総合企画局デジタル化戦略推進室情報管理担当)

京都市情報公開条例第18条第1項の規定に基づく諮問について（答申）

諮問のありました下記のことについて、別紙のとおり答申します。

記

特定の企業と接触した際に作成・取得した文書に係る公文書非公開決定事案及び公文書一部公開決定事案

- 1 令和7年1月8日付け文く安第56号（諮問情第324号）
- 2 令和7年1月16日付け文く安第58号（諮問情第326号）

令和6年9月19日及び10月4日付け起案の特定の企業と接触した際の文書に係る公文書一部公開決定事案

- 1 令和7年4月2日付け文文安第2号（諮問情第343号）
- 2 令和7年4月3日付け文文安第4号（諮問情第344号）
- 3 令和7年4月3日付け文文安第6号（諮問情第345号）
- 4 令和7年4月3日付け文文安第8号（諮問情第346号）
- 5 令和7年4月8日付け文文安第10号（諮問情第347号）
- 6 令和7年4月9日付け文文安第30号（諮問情第348号）
- 7 令和7年4月8日付け文文安第12号（諮問情第349号）
- 8 令和7年4月9日付け文文安第14号（諮問情第350号）
- 9 令和7年4月9日付け文文安第16号（諮問情第351号）
- 10 令和7年4月9日付け文文安第18号（諮問情第352号）
- 11 令和7年4月9日付け文文安第20号（諮問情第353号）



## 1 審議会の結論

処分庁が行った公文書非公開決定処分及び各公文書一部公開決定処分は、いずれも妥当である。

## 2 審議会における審議の方法

別表1に示す13件の審査請求（以下「本件審査請求」という。）は、いずれも同一の審査請求人から処分庁（文化市民局くらし安全推進部くらし安全推進課）が保有する●●株式会社（以下「●●」という。）と接触した際に作成又は取得した文書の公文書公開請求13件に対する各処分について行われたものであり、審査請求における争点も共通することから、当審議会において、これらを併合して審議した。

本答申においては、以下、諮問情第324号及び諮問情第326号並びに諮問情第343号から諮問情第353号に係る13件の請求をまとめて「本件請求」といい、同様にこれら13件の請求に係る処分をまとめて「本件処分」という。

また、諮問情第324号の処分において特定した文書を「本件公文書1」、諮問情第326号の処分において特定した文書を「本件公文書2」、諮問情第343号から諮問情第353号は処分において特定した2件の文書が同一であることから、これらをまとめて「本件公文書3」「本件公文書4」といい、「本件公文書1」から「本件公文書4」をまとめて「本件公文書」という。

## 3 審査請求の経過

本件審査請求の経過は、別表1のとおりである。

## 4 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、本件処分の取消しを求めるというものである。

## 5 処分庁の主張

弁明書及び審議会における職員の説明によると、処分庁の主張は、おおむね次のとおりであると認められる。

### (1) 前提

本件処分の決定時点では、非公表としていた情報の一部について、本件審査請求に係る弁明書提出時点においては公表可能な状態であることから、非公開情報とした部分の一部について公開情報として弁明等を行う。

### (2) 本件公文書について

処分庁は路上喫煙対策を行う部署であり、取組の一環として、●●による公設喫煙場所（以下「喫煙場所」という。）の寄付受納に係る事務、喫煙場所の維持管理やたばこを取り巻く情勢に係る●●との情報共有等を行っている。

処分庁は、●●からの京都駅八条東口喫煙場所（以下「本件喫煙場所」という。）の改修工事に係る寄付受納により、本件喫煙場所の改修工事を実施し、令和6年12月17日に当該工事が完了した。

ア 本件公文書1について

本件公文書1は、処分庁が●●から本件喫煙場所の改修工事の寄付を受けるにあたり令和6年11月20日に●●から取得した文書であり、「完成イメージ図」「保安措置図」「工事内容詳細」「工事計画図」「立面図」「平面図」「構造図」「基礎伏図」「舗装改修場所記載図」で構成されている。

イ 本件公文書2について

処分庁は、●●から喫煙場所の改修に関する寄付を受けた際は、寄付受納日、寄付金額、改修内容等を追記したうえで覚書別紙を更新している。

本件公文書2は、処分庁が●●から本件喫煙場所に関する寄付を受けることに伴う覚書別紙の更新に係る決裁文書であり、「決定書」「覚書別紙（案）」で構成されている。

なお、当該決裁文書は令和6年12月2日に決定が取れたものである。

ウ 本件公文書3について

本件公文書3は、処分庁が●●から本件喫煙場所の改修工事の寄付を受けるにあたり、本市行財政局資産管理課へ事前協議を実施するために作成した決裁文書であり、「決定書」添付文書1から4である「寄付受納事前協議確認票」「見積書」「位置図、図面、完成イメージ」「増床に至った経過等」で構成されている。

エ 本件公文書4について

本件公文書4は、処分庁が●●から本件喫煙場所の改修工事に係る寄付申出書の提出を受けたことに伴い、寄付受納書を発行するために作成した決裁文書であり、「決定書」添付文書1から4である「寄付申出書」「見積書」「寄付受納書」「図面等」で構成されている。

(3) 本件処分について

本件審査請求の争点は、審査請求書の記載内容から、本件公文書において非公開とした情報が、条例第7条第3号及び第6号に該当するか否かであると考えられるため、その該当性を以下に主張する。

ア 条例第7条第3号に該当することについて

本件喫煙場所の改修工事の寄付に関する情報は、改修後の本件喫煙場所の供用開始日（令和6年12月17日）までは、その全てが●●の営業活動上の秘密に関する情報であり、公表前に当該情報が明らかとなることで、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、本件非公開部分は条例第7条第3号に該当する。

イ 条例第7条第6号に該当することについて

前記アで示したとおり、本件喫煙場所の改修工事の寄付に関する情報は、改修後の本件喫煙場所の供用開始日までは、その全てが●●の営業活動上の秘密に関する情報であり、公表前に当該情報が明らかになることで、これまで構築してきた処分庁と●●との信頼関係が損なわれ、喫煙

場所の寄付はもとより、路上喫煙対策に関する情報共有や連携・協力を得ることが困難になるなど、今後の路上喫煙防止対策に係る事務の適正な遂行に著しい支障が生じるおそれがあるため、本件非公開部分は条例第7条第6号にも該当する。

(4) その他

本件処分のお知らせを行う際に、公文書非公開決定通知書及び公文書一部公開決定通知書の備考欄に、本件請求日時点において非公開とした情報の一部は、令和6年12月中旬頃を目途に公開可能となる予定である旨を記載した。

なお、令和6年12月17日に審査請求人から本件公文書の公開を求める別件の公文書公開請求が行われ、処分庁は令和7年1月10日付けで、本件処分において非公開とした情報の一部を公開した。

(5) 以上のとおり、本件処分に違法又は不当な点はない。

6 審査請求人の主張

審査請求書によると、審査請求人の主張は、おおむね次のとおりであると認められる。

(1) 全部公開を求める。

(2) 条例第7条第3、6号に該当しないため。

7 審議会の判断

当審議会は、処分庁の主張及び審査請求人の主張を基に審議し、次のとおり判断する。

(1) 本件公文書について

本件公文書は、処分庁が●●との接触に際して作成又は取得した文書である。

ア 本件公文書1

本件公文書1は、本件喫煙場所の改修工事に当たって処分庁が取得した文書であり、「完成イメージ図」「保安措置図」「工事内容詳細」「工事計画図」「立面図」「平面図」「構造図」「基礎伏図」及び「舗装改修場所記載図」で構成されており、そのすべてが非公開とされている。

イ 本件公文書2

本件公文書2は、処分庁と●●において交わされた覚書の別紙を更新するための決裁文書であり、「決定書鏡」及び「覚書別紙(案)」で構成されており、そのうち寄付行為に係る公文書であることが分かる部分が非公開とされている。

ウ 本件公文書3

本件公文書3は、処分庁において寄付受納の申出を受け、受納に当たり事前に処分庁内部で事前協議を行うための意思決定の決裁文書であり、「決定書鏡」「寄付受納事前協議確認票」「見積書」「位置図、図面、完成イメージ」「増床に至った経過等」で構成されており、そのうち寄付行為に

係る公文書であることが分かる部分が非公開とされている。

エ 本件公文書 4

本件公文書 4 は、処分庁において、寄付受納の申出を受け、受納に係る意思決定の決裁文書であり、「決定書鏡」「寄付申出書」「見積書」「寄付受納書」及び「図面等」で構成されており、そのうち寄付行為に係る公文書であることが分かる部分が非公開とされている。

(2) 本件処分について

ア 処分庁は、本件公文書において非公開とした情報は、いずれも次のとおり条例第 7 条第 3 号及び第 6 号に該当すると主張する。

(ア) 条例第 7 条第 3 号に該当することについて

本件喫煙場所の改修工事の寄付に関する情報は、改修後の本件喫煙場所の供用開始日（令和 6 年 12 月 17 日）までは、その全てが●●の営業活動上の秘密に関する情報であり、公表前に当該情報が明らかとなることで、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため。

(イ) 条例第 7 条第 6 号に該当することについて

本件喫煙場所の改修工事の寄付に関する情報は、改修後の本件喫煙場所の供用開始日までは、その全てが●●の営業活動上の秘密に関する情報であり、公表前に当該情報が明らかになることで、これまで構築してきた処分庁と●●との信頼関係が損なわれ、喫煙場所の寄付はもとより、路上喫煙対策に関する情報共有や連携・協力を得ることが困難になるなど、今後の路上喫煙防止対策に係る事務の適正な遂行に著しい支障が生じるおそれがあるため。

イ 一方、審査請求人は、条例第 7 条第 3 号及び第 6 号に該当しないと主張する。

(3) 条例第 7 条第 3 号及び第 6 号該当性について

ア 条例第 7 条第 3 号は、法人その他の団体（以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものについて、非公開とすることを定めたものである。

イ 当審議会において、本件公文書を見分したところ、非公開とされた部分には、本件喫煙場所の名称、寄付申出者に係る情報、寄付金額、寄付物品の設置場所やその規格が記された図面など、●●が予定する寄付行為に関する事項が記載されていることが認められた。

ウ 一般に、寄付とは自らの意思で金銭や物品などを無償で提供することを意味し、法人等においては、寄付行為などの社会的活動については、自らの企業理念や経営理念に基づき、その内容や手法を決定し、実施しているものである。また、このような社会的活動について、その事実を法人等がどのような方法で公にするのか等も基本的には法人等が自ら決定すべき性質のものである。

エ このような法人等の社会的活動に係る情報を寄付者である法人等が公にしておらず、また受納者である処分庁においても公にしていない場合には、当該情報を公開することにより、寄付者で

ある法人等の自由な社会的活動を妨げるおそれがあると考えられる。

したがって、公文書公開請求に対する処分時点において当該寄付が未公表の段階である場合には、特定の法人等が寄付を行うことが分かる情報（寄付の具体的な内容を含む）については、条例第7条第3号に規定する非公開情報に該当すると判断する。

オ よって、当審議会としては、本件処分の決定時点において寄付行為に係る情報が未公表の段階であるため条例第7条第3号に規定する非公開情報に該当することを理由として処分庁が行った本件処分は妥当であると判断する。

なお、処分庁は、本件処分における非公開部分は条例第7条第6号にも該当すると主張するが、同条第3号に該当することから、同条第6号該当性の検討までは要しない。

#### (4) 結論

以上により、「1 審議会の結論」のとおり判断する。

別表1 審査請求の経過

諮問番号	請求日等	
情第324号	請求日	令和6年11月25日
	請求内容	くらし安全推進課が保有する●●との接触の際に作成・取得した文書（令和6年11月18日以降のもの）
	特定した公文書	〇〇〇〇〇（令和6年11月20日付け）
	処分通知日	令和6年12月9日
	処分理由	本件請求に係る公文書は、請求日時点では非公表情報であることから、公にすることにより、当該法人の営業活動上の秘密に関する情報が明らかとなり、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとともに、当該法人との信頼関係を損ない、情報共有や連携・協力を得られなくなるなど、本市の路上喫煙対策に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。（条例第7条第3号及び第6号に該当）
審査請求日	令和6年12月12日	
情第326号	請求日	令和6年12月2日
	請求内容	くらし安全推進課が保有する●●との接触の際に作成・取得した文書（令和6年11月25日以降のもの）
	特定した公文書	〇〇について（令和6年12月2日決定）
	処分通知日	令和6年12月13日
	処分理由	決定書の件名及び決定書本文の一部、要旨及び添付文書については、請求日時点では非公表情報であることから、公にすることにより、当該法人の営業活動上の秘密に関する情報が明らかとなり、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとともに、当該法人との信頼関係を損ない、情報共有や連携・協力を得られなくなるなど、本市の路上喫煙対策に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。（条例第7条第3号及び第6号に該当）
審査請求日	令和6年12月18日	
情第343号～ 情第353号	請求日	情第343号 令和6年11月20日 情第344号 令和6年11月21日 情第345号 令和6年11月22日 情第346号 令和6年11月25日 情第347号 令和6年11月26日 情第348号 令和6年11月27日 情第349号 令和6年11月28日 情第350号 令和6年11月29日 情第351号 令和6年12月4日 情第352号 令和6年12月3日 情第353号 令和6年12月2日

	請求内容	くらし安全推進課が保有する令和6年9月19日及び10月4日付け起案の●●接触に係る文書の一式
	特定した公文書	〇〇の提出について（令和6年9月19日決定） 〇〇について（令和6年10月10日決定）
	処分通知日	令和6年12月13日
	処分理由	決定書の件名、公開件名、決裁・合議所属及び氏名、決定書本文及び要旨、その他添付資料のうち、非公開とした部分については、請求日時点では非公表情報であることから、公にすることにより、当該法人の営業活動上の秘密に関する情報が明らかとなり、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとともに、当該法人との信頼関係を損ない、情報共有や連携・協力を得られなくなるなど、本市の路上喫煙対策に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。（条例第7条第3号及び第6号に該当）
	審査請求日	情第343号 令和7年3月4日 情第344号 令和7年3月5日 情第345号 令和7年3月6日 情第346号 令和7年3月7日 情第347号 令和7年3月9日 情第348号 令和7年3月10日 情第349号 令和7年3月11日 情第350号 令和7年3月12日 情第351号 令和7年3月13日 情第352号 令和7年3月13日 情第353号 令和7年3月13日

(参 考)

1 審議の経過

令和7年	1月	8日	諮問（諮問情第324号）
	1月	16日	諮問（諮問情第326号）
	2月	6日	諮問庁からの弁明書の提出（諮問情第324号）
	2月	12日	諮問庁からの弁明書の提出（諮問情第326号）
	4月	2日	諮問（諮問情第343号）
	4月	3日	諮問（諮問情第344号～第346号）
	4月	8日	諮問（諮問情第347号、諮問情第349号）
	4月	9日	諮問（諮問情第348号、諮問情第350号～第353号）
	5月	2日	諮問庁からの弁明書の提出（諮問情第343号～第346号）
	5月	7日	諮問庁からの弁明書の提出（諮問情第347号～第350号）
	5月	8日	諮問庁からの弁明書の提出（諮問情第351号～第353号）
令和8年	5月	7日	諮問庁の職員の口頭理由説明（令和8年度第1回会議）
	6月	4日	審議（令和8年度第2回会議）

※ 諮問情第343号、第345号、第347号及び第349号については、京都市情報公開・個人情報保護審議会運営要領第4条第3項の規定に基づき、本件審査請求を取扱う部会を変更した。

※ 審査請求人から意見陳述の希望がなかったため、意見の聴取は行わなかった。

2 本件諮問について調査及び審議を行った部会  
第1部会（部会長 北村 和生）